

平成二十年政令第二百四十五号

## 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第二十三号）第二条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。  
（中小企業者の範囲）

## 第一条 中小企業の範囲

第一回　口に企てしわざの結末の方の活用に  
関する法律(次条において「定め」という)。(第  
二条第五号に規定する政令で定める業種並びに  
その兼業等につきの項又は当該の項及び

1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

業種	資本金の從業員 額又は出 の数	資 本 金 額 又 は 出 の 数	資 本 金 額 又 は 出 の 数	資 本 金 額 又 は 出 の 数
ゴム製品製造業（自動車又 は航空機用タイヤ及びチュー ーブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。）	三億円	九百人	三億円	九百人
二ノソフトウエア業又は情報処 理サービス業	三億円	三百人	五千萬円	二百人
三旅館業				

**附 則**  
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。  
**二条** 法第十二条第一項及び第十六条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

号附則  
(平成二九年二月三日政令第一三)

号

(施行期日)

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（認定及び申請に関する経過措置）

2 この政令の施行前に中小企業における経営の

この政令の施行前に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の規定により経済産業大臣がした認定又はこの政令の施行の際に同項の規定により経済産業大臣に対してされている認定の申請は、それぞれこの政令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令第二条の規定

により都道府県知事がした認定又は同条の規定により都道府県知事に對してされた認定の申請を以て。」。

九号) 附則(令和三年七月三十日政令第二抄

行期日